

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与期間 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	モザンビーク共和国政府に對する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2022.4.4 (同日)	日本側 木村元在モザンビーク大使 モザンビーク側 ザエロニカ・ナクニエル・マカモ・ザリョーヴォ外務協力大臣	2022.11.4 373号
モザンビーク	マプト中央病院新生児棟建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	マプト中央病院新生児棟建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,987,000千円 2029.12.31まで	2022.9.8 (同日)	日本側 木村元在モザンビーク大使 モザンビーク側 ザエロニカ・ナクニエル・マカモ・ザリョーヴォ外務協力大臣	2022.11.9 384号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。